

有毒植物による 食中毒に注意

雪が解け緑が芽生えるこの時期、野山の恵みを探す人も多いのではないのでしょうか。

野草の中には、山菜と間違えて食べることで食中毒の原因となる有毒植物があります。正しい知識を身につけて、食中毒を防ぎましょう。

食べられるか判断のつかない山菜は、絶対に「採らない！食べない！売らない！人にあげない！」ようにしましょう。

八雲保健所では「毒草ハンドブック」を無料配付しています。

【問い合わせ先】

八雲保健所

☎0138-63-2168



国民健康保険からのお知らせ 国民健康保険税軽減措置の対象が 拡大されます

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられ、軽減措置の対象が拡大されます。

平成28年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割	33万円+26.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割	33万円+48万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

平成29年度から

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割	33万円+27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割	33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

【問い合わせ先】

住民生活課 国民健康保険係 ☎0137-62-2112

環境水道課からのお知らせ 第59回「水道週間」の 実施について

【水道週間とは】

6月1日～6月7日までの1週間に行われ、第59回水道週間が実施されます。この水道週間は、水道についての理解と関心を深めてもらうことを主眼とし、国や道をはじめ各市町村の水道事業体などによってさまざまな広報活動を実施するものです。

そこで今回は、八雲町水道(簡易水道含む)事業の現状と水道使用にかかる注意点についてお知らせします。

【八雲町水道事業の現状】

給水人口の減少により給水収益(水道料金収入)は減少傾向にある一方で、配水管や浄水場などの水道施設については老朽化が進んできており、今後これら老朽施設の更新には多額の事業費がかかることが予想されます。

八雲町水道事業を取り巻く環境は厳しさを増していきませんが、町民皆さまに安心・安全な水道水を安定的に供給していくため、各種見直し検討を行いながら健全な事業運営に努めていきますので、ご理解ご協力をお願いします。

【水道使用にかかる注意点】

○水道開始・中止などの届け出を忘れずに、開始・中止などの届け出をしないと、水道料金の未払いや過払いとなる場合がありますので、水道使用の変更がある場合には必ず役場に届け出てください。

○漏水や排水つまりの場合

家庭の水道トラブルにかかる修理については、個人の対応になります。また、夜間や休日に業者に修理を依頼した場合には、割増料金がかかることもありますので、緊急度を勘案して依頼してください。

○水道料金は納期内に納めてください

料金未納の場合には、督促の案内を出さなければならず、余計な経費がかかります。正しく納めていただいている方に迷惑をおかけすることになるため、水道料金は必ず納期内に納めてください。なお、どうしても納期内に納められない場合には役場に相談してください。何の相談もなく料金の滞納が続く場合には、やむを得ず水道を止めることとなりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

環境水道課業務係

☎0137-63-2020

